

令和3年11月26日

市内高齢者施設 施設長 様
市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課長

高齢者施設等における面会について

日頃より本市の高齢者福祉にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

また各高齢者施設におかれましては、長期にわたりご家族様との面会制限にご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

この度、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）について、別紙のとおり一部改正がされることとなりましたのでお知らせいたします。

面会については、これまで「緊急やむを得ない場合を除き制限する。」等の対応を検討することとされていたところ、今回の通知による改正後については、「**可能な限り安全に実施できる方法を検討する**」ことを求められています。

これまで、面会の実施については、一律に行わないとするのではなく、感染防止策を講じながらの実施についてご検討をお願いしておりましたが、利用者・家族のQOL向上の観点から、今回の通知による留意事項等を踏まえた感染症対策を徹底するとともに、感染拡大局面においては感染拡大防止の観点と入所者、家族のQOLを考慮の上、適宜再検討を図ることを前提として、対面での面会等の再開に向けた検討を行っていただきますようお願いいたします。

添付資料

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」
（令和2年10月15日付通知）

（お問い合わせ） 施設支援班 245-5256
kaighokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp